

一御強供御は、大草毎年調進申、式三獻をば進士調進申、御強供御の時七獻參候、是は供御方仕候者調供申御點心まで七獻にて候、

一強供御の参やう、下の御末のさいの外迄、大草親類もちて參候を、さいの内より大草請取申て、中の御末のさいの中より、手長の衆請取候て、上の御末のさいの外まで持て參候を、御手長の女中御請取候て、御前に御ならべ候、する様ならび御入候、御ならべ候て後御出候、御むかひ候時、女中のうち大上薦引御なほし候、御前の事は常の人は被存間敷候、御前に御座候御方は、日野殿御一人御座候、我等祇候いたし候、

〔玉海〕建久三年正月一日甲戌、及深夜有手水齒固節供等事、女房節供如例、陪膳皆以政朝臣也

〔玉藥〕嘉禎二年正月一日、歸家之後著朱器節供、陪膳泰敏朝臣、

〔玉海〕養和二年正月一日壬申、依爲喪家之内、略○中手水節供共停止、

饗宴

〔昔昔物語〕昔は、大身小身衆は申に及ばず、下下輕き一人も召仕ふ程の者町人迄も、正月は、わが椀飯振舞とて、親類縁者子供迄洩さず呼び集め、夫々酒食分限相應に結構して、目出度と壽うたひのしり酒もりして遊ぶ、是遊ぶばかりに非ず、年中遠々敷打過たる親類も、此椀飯振舞年始の第一の祝儀なれば、一家親類つどひ集り、又は不通不和にて過候親類は親方へ詫び、此椀飯振まひの人数に交る爲なり、又誰の子息もはや年たけらる、問今年縁組然るべし、又は誰の息女當年縁邊如何様の所望る、や、或は家古びたる人へは當年御普請可然と、年中の大用も談合し、機げんよく退散せられしなり、是故に疎なる親類の中も、正月の椀飯振舞より亦玄たしく成事あり、

○按ズルニ、椀飯ノ事ハ、禮式部饗禮篇ニ詳ナリ、

〔増山の井〕せち振舞併